

第2回 西宮市幼児期の教育・保育審議会

【資料集】

(資料1～4：P1～P16)

平成22年8月30日(月) 13:30～16:30

市役所 本庁舎8階 813会議室

第2回 西宮市幼児期の教育・保育審議会 資料一覧（目次）

資料1：第1回作業部会の報告（P1～P4）

1. 格差是正部会 意見要約
2. 適正配置部会 意見要約

資料2：幼稚園と保育所の役割（P5～P14）

1. 幼稚園と保育所の比較
 - (1) 全体イメージ図
 - (2) 幼稚園と保育所の制度比較
 - (3) 幼稚園と保育所の制度比較（保育内容、機能など）
 - (4) 市内幼稚園一覧（定員、利用者数、利用率、施設面積など）
市内保育所一覧（定員、利用者数、利用率、施設面積など）
 - (5) 私立幼稚園の預かり保育の状況
 - (6) 保育所の延長保育の状況

資料3：ニーズ調査について（P15）

1. 調査の概要
2. アンケート調査項目（案）：別冊
 - (1) 保護者対象
 - (2) 保育者、施設長、小学校教諭対象

資料4：その他（P16）

1. 今後のスケジュール

資料 1 : 第 1 回作業部会の報告

1 . 第 1 回格差是正部会の意見要約

項目	各委員の意見	今後に向けて
幼保と公私の比較・役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼の地域での子育て支援の取り組み状況（未就園児だけでなく、学童保育の補完も）なども把握して役割についての議論をしていく ・ 保育所は、保護者負担には公私格差がなく、特徴で施設を選べる ・ 保育内容について、公立幼は同一性があり、私立幼は特色がある ・ 認可外保育施設には公費が全く入らないので、保護者負担が高額になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援に関する資料の整理
家庭や地域における子育てや子ども像など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や地域が大切で、町ぐるみで子どもを育てていく必要がある ・ 子どもは家庭、地域、幼稚園、保育所の中で育てていくべきで、（施設関係者は）子どもだけでなく、家庭や地域にもかかわっていかないとうまくいかない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通認識をもってすすめる
幼稚園の公私の比較	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立がない地区での私立への選択 ・ 保育のベースの部分で保護者の負担を同じにする ・ 公立は歩いていける、収入に関係ない ・ いろいろなサービスの中からの選択ができるようにする ・ 低所得者は保護者負担を、高所得者はサービスや内容を重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 格差の定義づけ ・ 格差の対象をどの部分とするのか内容を検討
国の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「幼保一体化」という中での議論になるのか ・ 「幼児教育無償化」になればここでの議論はどうなるのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の審議会で話を聞く ・ 部会長による資料作成

2 . 第 1 回適正配置部会の意見要約

(1) 地域、家庭の子育てにおける役割について

【子育てを取り巻く現状と課題】

子育ての概念が時代と共に複雑化しているのではないか。

子育てに関する正しい情報が伝わっているのか、どう情報を伝えていくのか。

集まりの場に行けない人たち、行かない人たちも多く、その対策が必要である。

0～2歳児の85%が在家庭にいるということから、家庭に対する受け皿をどう作っていくかということを考える必要がある。

0～2歳の低年齢児の子育てでは子どもよりもまず母親を支える必要がある。

3歳で幼稚園に行かない家庭は行き場がなくなる。

【地域における子育て支援】

地域で子育てをする、子育てを支えるのは地域の力、地域による見守りである。

恒常的に利用できる拠点が各地域に身近に歩いていける場所にあるといい。

子どもの場合、高齢者や障害者と違い、支援の拠点がなく、どうやって地域が支えていくかという仕組みがまだできていない。

地域によって違いがあってもいいが、市全体で責任を持つ部分、コアになるものをどう作っていくかが適正配置につながる。

各地域にいろいろな活動の拠点となる場所や開設時間の問題、また地域内の調整機能を果たす所が必要で、それにより有機的にやっていけるようになる。

【地域における幼稚園と保育所の役割】

子育て総合センター1か所だけでなく、公立幼稚園が子育て総合センターのようになって欲しい。

家庭への支援は大事だが、保育所では専用職員、専用スペースがないため、恒常的に行うのは困難である。

幼稚園や保育所が子育て支援や保護者ニーズなどをどこまでしていくのか、広げるのはいいが、それに対するしっかりとしたものがないと中途半端な形にしかない。

保育所や幼稚園は一つ上の専門性を持っている。地域に向けて発信していくのも大事な役割。

地域の中に気軽に集まれる場所をどうつくっていくかということと、親が悩んだときに、それに対してどうアプローチしていくのが幼稚園や保育所など専門機関としての役割。

(2) 幼稚園と保育所の役割について

【幼稚園と保育所の違い】

0～2歳児がいるか、いないかというところは違う。

幼稚園教育要領と保育所保育指針の違い。

幼稚園は、教育に重点を置いている。保育所は、生活に重点を置いている。

幼稚園は短時間で、子どもが集中できる時間がある。保育所は長時間保育で、緊張の時間で流れていくのは難しいという点で、カリキュラムの組み方が違う。

資料1：第1回作業部会の報告

【保護者のニーズ】

幼稚園でも保育所でも、保育も教育もしてほしい。

役割が違うところは、特化しても残しておいてほしい。両方を求める保護者は多い。

それぞれ役割が違うが、一緒にできる部分もある。できる部分は一緒にしてほしい。

【今後の方向性】

幼稚園や保育所の良さをどういう形で継続していくのかが、大きな課題になる。

私立と公立、保育所と幼稚園、それぞれ違いはあるが、各地域に専門機関としてアプローチしていく必要がある。

保護者が期待するようなニーズが保育所にも幼稚園にもあるが、全て受けていいかどうかは、また違う。専門機関の責任として、しっかりやっていることを打ち出していく必要がある。

「こども園」など国の動きを見据えて、共通している3歳児～5歳児の部分について考えていく必要がある。

(3) 公立と私立の役割について

【私立の役割と特色】

私立幼稚園はバスでの送迎や勉強とか、いろんな特色をもっている。

私立は子育て支援的な部分も担っており、個々の家庭のニーズに対応している。

預かり保育や3年保育、一時預かりも含めて、私立の方が率先して実施している。

公費が入ってないと、制約がなく柔軟性が保たれるという側面があり、ニーズを感じたとき先駆的に動きやすい。

【公立の役割や期待すること】

地域のための手助けをしたり、積極的にできるのは公立の方ではないか。

公立幼稚園は比較的ゆとりがあり、地域の子育て支援をしていけば、もっと色々な形でつながっていけないのではないか。

公立で、難しい子どもばかり受け入れるのもどうかと思うが、公立は公に設けられた施設なので、私立では受け入れが難しくても、公立では受け入れるべきである。

公立は子どもが減ってきたら統廃合するとか、地域の子育て総合センター的な立場になって、子育て支援を中心にいろいろやっていくなど、役割を変換していくべきである。

公立ができた過去の経緯や理由も考えないといけない。今後も公立が必要なのかどうなのかの検証を一旦してみないといけない。

【公立と私立の役割について】

保育園の立場から言えば、低年齢児の保育士の配置基準と保育士の就業年数が私立の方が低い。難しい子どもや保護者は公立の経験年数の長い先生に指導してもらった方がいいのではないかと。

人件費など公費投入の格差がゼロになり、同じ条件で職員などが配置されれば、公私の役割は、地域にある幼稚園・保育所として同じになる。公私の役割は分けなくていい。

すべて「こども園」になれば、公立と私立の役割はほとんどなくなっていくのではないかと。

公立と私立を対等にして話をしていきたい。

【今後の方向性】

通常の幼児教育や保育の部分については、公立と私立の線引き無く平等に提供できるし、提供していかないといけない。

公立を残すことが前提ではなくて、特別支援の子どもなど配慮が必要ならば、公私関係なく配置され、子どもたちが地域の幼稚園や保育所に行きたいときに、行けるようにするべきである。

公立と私立が連携しながら、利用者が自由に選べて、同じ質のものを提供できるようにするべきだが、地域の中で公としてどういうものが保障できるのかということに分けて考える必要がある。

(4) 地域(ブロック)分けについて

【ブロック分けの考え方】

ブロックに分ける目的や考え方が必要。それを最初にしないと、分けた後でどうしていくかという話ではない。

子どもの育ちと子育て支援をベースに、就学前児童数を考えながら、拠点となる施設を配置していく必要がある。そのときにブロックをどう考えるのか。

ニーズに応じてブロック分けは変わってくる。

ブロックに分けたとき、待機児童が多くいるところは、サービスを減らせない。それに対して市としてどういう責任を持つのか。そのことを考えて適正な配置をする必要がある。

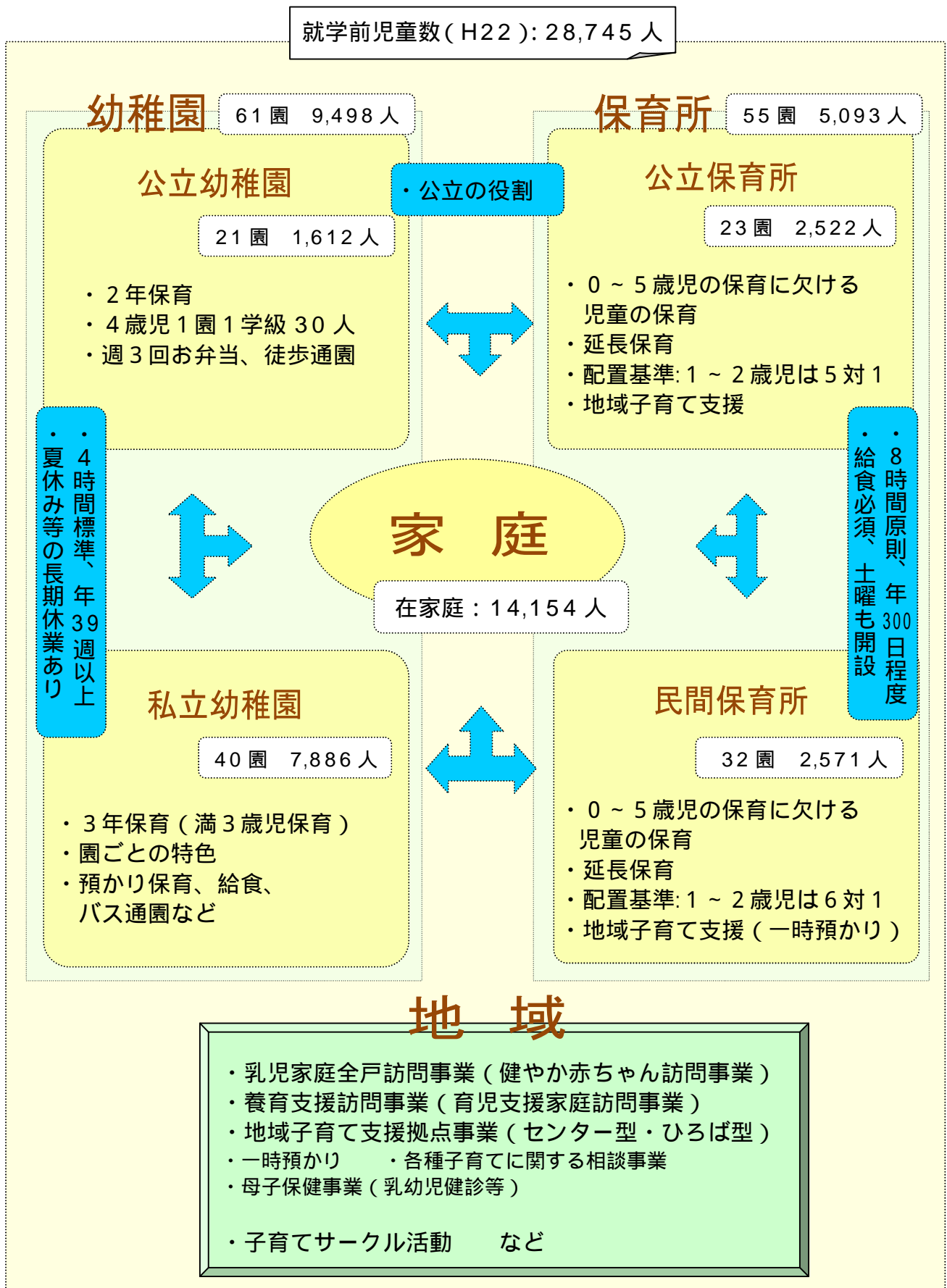
【今後の方向性】

子どもの育ちをどう地域のなかで守っていくのかと、保育サービスに対する行政の責任と、2つの視点で考えていく必要があるかもしれない。

ブロック分けは小さければ小さいほどよく話ができる。基本的には小学校区を最小単位にして、それをどう組み合わせていくのかということは今後考えていく。

1 . 幼稚園と保育所の比較

(1) 全体イメージ図



(2) 幼稚園と保育所の制度比較

	幼稚園	保育所
所管省庁 根拠法令	文部科学省 学校教育法	厚生労働省 児童福祉法
施設の位置付	【学校の範囲 第1条】 学校 幼稚園	【児童福祉施設 第7条】 児童福祉施設 保育所
法規定 実施義務	【幼児期の教育 第11条】 幼児期の教育は、生涯にわたり人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健全な成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興につとめなければならない。	【保育の実施義務 第24条】 市町村は、保護者の労働又は疾病その他事由により、保育に欠けるところがある場合において、-略-、児童を保育所において保育しなければならない。
施設の目的	【幼稚園の目的 第22条】 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。	【保育所の目的 第39条】 日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設である。
対象児	満3歳～小学校就学前の幼児	0歳～就学前の保育に欠ける児童 (保育に欠ける18歳未満の児童も可)
開設日数	39週以上(春夏冬休みあり)	規定なし(約 300日<月～土>)
保育時間	4時間を標準 預かり保育を実施	8時間を原則 延長保育を実施
保育・教育内容	幼稚園教育要領	保育所保育指針
詳細次項	保育 = 教育 生活の場は家庭	保育 = 養護 + 教育 保育所は生活の場
設置主体	地方公共団体、学校法人(特例あり)	制限なし
施設設置認可	公立(届出): 県教委 私立(認可): 県	公立(届出): 県 私立(認可): 県(大都市特例: 政令市・中核市)
入所	保護者と施設との直接契約	保護者は市町村に申込み、市町村は入所決定を行う。
保育料	施設が保育料を設定、徴収 (所得に応じて就園奨励費を助成)	市町村が保育料を設定、徴収 (所得に応じた負担)
運営費	公立 一般財源(交付税措置) 私立 私立学校助成費補助金等 (国、県、市)	公立 一般財源(交付税措置) 私立 保育所運営費負担金 (国: 1/2、中核市: 1/2)
施設整備費	公立 安心・安全な学校づくり交付金 私立 私立学校施設整備費補助金	公立 一般財源 私立 次世代育成支援施設整備費交付金
職員配置基準	1学級の幼児数は、35人以下を原則とする (幼稚園設置基準)	0歳児 概ね3:1 満1・2歳児 " 6:1 (児童福祉施設最低基準) 満3歳児 " 20:1 満4歳児以上 " 30:1
職員資格	幼稚園教諭(普通免許状)	保育士(国家資格)
施設基準	保育室・遊戯室(兼用可) 職員室・保健室(兼用可) 便所 手洗用設備・足洗用設備 飲料水用設備	保育室又は遊戯室(満2歳以上児) 乳児室又はほふく室(満2歳未満児) 便所 調理室 医務室(満2歳未満児)
	運動場(同一敷地内または隣接する位置に設けることを原則とする)	屋外遊戯場(満2歳以上児・付近にある公園等代替可)
	園舎 1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上 320㎡ + 1学級につき100㎡ 保育室(遊戯室) -	園舎 - 保育室(遊戯室) 1.98㎡ / 満2歳以上児1人 乳児室 1.65㎡ / 乳児1人 ほふく室 3.30㎡ / 満2歳未満児1人
	運動場 1学級: 330㎡ 2学級: 360㎡ 3学級: 400㎡ 4学級以上 400㎡ + 1学級につき80㎡	屋外遊戯場 3.30㎡ / 満2歳以上児1人 3学級(105人相当)の場合346.5㎡
給食	【任意】 外部搬入や弁当持参可	【必須】 自園調理(3歳以上児については条件付で外部搬入可)調理業務の委託は可

(3) 幼稚園と保育所の比較 (保育内容、機能など)

		幼稚園	保育所
教育・保育の内容	基準	幼稚園教育要領(文科省告示) (平成20年3月告示 平成21年4月施行)	保育所保育指針(厚労省告示) (平成20年3月告示 平成21年4月施行)
	特性	幼児期における教育	保育とは、養護及び教育を一体的に行うこと
	目標	<p>幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら生涯にわたる人間形成の基礎を培うための大切なものであり、-略-幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。</p> <p>(1)健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。</p> <p>(2)人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。</p> <p>(3)自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。</p> <p>(4)日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。</p> <p>(5)多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。</p>	<p>ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。</p> <p>イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。</p> <p>ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。</p> <p>エ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。</p> <p>オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。</p> <p>カ 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと。</p>
	教育・保育のねらいと内容	<p>・ねらい...幼稚園終了までに育つことが期待される生きる基礎となる心情、意欲、態度</p> <p>・内容...ねらいを達成するための指導する事項</p> <p>幼児の発達の側面から「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5領域で示している。</p>	<p>養護:子どもの生命の保持及び情緒の安定</p> <p>教育:子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助。「ア:健康」「イ:人間関係」「ウ:環境」「エ:言葉」「オ:表現」の5領域から構成される。3歳未満児については、基礎的な事項及び5領域を一括して示している。また、 と は相互に関連を持ちながら総合的に展開される。</p>
	保育計画	<p>教育課程:創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域に即応し、編成する。</p> <p>指導計画:幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるように具体的に作成。長期的な発達を見通した年、学期、月などにわたる指導計画とより具体的な幼児の生活に即した週、日などの指導計画を作成。</p>	<p>保育課程:保育の目標を達成するために基本となるもの。保育のねらいと内容が保育所生活の全体を通じて総合的に展開されるように編成。</p> <p>指導計画:上記、保育課程に基づき、生活や発達を見通した長期的な指導計画と、より具体的な子どもの生活に即した短期的な指導計画を作成。</p>
	長時間保育	<p>教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮すること。</p> <p>・教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。</p> <p>・教育活動の計画の作成。家庭との緊密な連携を図る。</p> <p>・幼児の生活のリズムを踏まえる。</p> <p>・適切な指導体制を整備。</p>	<p>子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携を指導計画に位置付ける。</p>

		幼稚園	保育所
教育・保育の内容	小学校との連携	・円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究会の機会を設けたりするなど、連携を図る。 ・就学に際して、「幼稚園幼児指導要録」を小学校に送付。	子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育所と小学校の児童の交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との連携を図る。また、保育所の子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」を小学校に送付。
	障害児保育	・集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことを配慮し、専門機関などの助言又は援助を活用しつつ支援のための個別の指導計画を作成。 ・幼児の社会性や豊かな人間性をはぐむために、障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設ける。	障害のある子どもが、一人ひとりの子どもの状態を把握し、適切な環境の中で、他の子どもとの生活を通してともに成長できるよう、指導計画に位置付ける。
	健康と安全	・基本的な生活習慣の形成 ・食習慣の形成 ・安全についての理解	・要保護児童(児童虐待)への対応 ・健康の保持及び増進 ・感染症など疾病への対応 ・事故防止及び安全対策 ・食育の推進 など
	保護者支援 子育て支援	子育て支援のために保護者や地域の人々に幼稚園の機能や施設を開放して、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努める。	保育士等の専門性を活かした保護者支援の重要性を明記している。 保育所に入所している子どもの保護者への支援 地域における子育て支援(次項参照)
地域の子育て支援	根拠法令	学校教育法 第24条	児童福祉法 第48条の3 (保育所保育指針)
	条文	幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。	保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。
	内容	地域の幼児期の教育のセンターとしての役割 ・子育て支援のための地域の人々に施設や機能を開放 ・幼児教育に関する相談や情報提供 ・保護者同士の交流の機会を提供 など	ア地域の子育て拠点としての機能 子育て家庭への保育所機能の開放(施設及び設備開放、体験保育等) 子育て等に関する相談や援助の実施 子育て家庭の交流の場の提供や及び交流の促進 地域の子育て支援に関する情報の提供 イ一時預かり

資料 2 : 幼稚園と保育所の役割

(4) 市内幼稚園一覧 (定員、利用者数、利用率、施設面積など)

幼稚園	定員	園児数 H22.5.1	充足率 H22.5.1	敷地面積 (㎡)	園庭面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	保育時間	預かり保育		
								有無	終了時間	
公立	1 浜脇	350	136	39%	2,212	964	1,188	月・水 8:40～11:50 火・木・金 8:40～14:00	×	
	2 用海	70	62	89%	1,500	453	532			
	3 夙川	140	71	51%	1,905	962	787			
	4 越木岩	140	63	45%	2,242	993	739			
	5 大社	170	140	82%	3,199	1,295	807			
	6 付属あおぞら	105	62	59%	2,543	1,305	815			
	7 上ヶ原	210	80	38%	1,859	1,016	830			
	8 門戸	140	124	89%	2,288	1,054	806			
	9 高木	175	167	95%	2,623	948	875			
	10 瓦木	140	70	50%	2,399	978	851			
	11 春風	140	62	44%	2,282	865	720			
	12 今津	100	50	50%	1,200	466	511			
	13 南甲子園	70	51	73%	1,728	786	546			
	14 浜甲子園	245	56	23%	2,225	732	826			
	15 高須西	140	56	40%	2,477	892	770			
	16 鳴尾東	140	55	39%	1,869	988	793			
	17 鳴尾北	140	58	41%	1,537	735	796			
	18 小松	210	58	28%	1,877	861	1,047			
	19 山口	140	71	51%	1,927	1,201	744			
	20 名塩	140	62	44%	2,453	1,056	818			
	21 生瀬	140	58	41%	2,248	651	840			
計	3,245	1,612	50%	44,593	19,201	16,641	-	-		
民間	1 仁川	135	119	88%	2,360	699	531	-	×	
	2 すずらん	120	72	60%	965	410	613			16:00
	3 浜甲子園健康	120	119	99%	720	406	539			18:00
	4 甲子園二葉	120	122	102%	1,366	815	602			18:00
	5 上甲子園	280	266	95%	1,669	927	1,692			19:00
	6 こひつじ	160	132	83%	1,462	835	1,141			16:00
	7 甲子園学院	420	198	47%	3,624	1,140	2,914			18:00
	8 甲子園口	180	245	136%	1,891	1,183	882			17:40
	9 仁川学院マリアの園	350	176	50%	6,743	1,608	1,336			17:00
	10 みそら	80	96	120%	688	392	494			18:00
	11 神戸海星女子学院マリア	300	270	90%	6,522	1,612	1,843			16:00
	12 甲東	100	108	108%	1,176	607	569		×	
	13 武庫川	200	170	85%	1,658	566	1,517			14:00
	14 松風	220	251	114%	1,847	733	1,091			17:00
	15 安井	240	245	102%	1,535	935	1,009			19:00
	16 花園	110	22	20%	750	432	389			17:00
	17 光明	600	496	83%	3,002	1,688	3,163			17:50
	18 甲子園東	160	129	81%	1,286	828	450			16:30
	19 くるみ	80	89	111%	1,078	496	309			17:00
	20 苦楽園口	120	143	119%	1,377	746	454			16:00
	21 香櫨園	300	249	83%	1,976	1,405	916			17:00
	22 つぼみ	200	221	111%	1,045	639	406			19:00
	23 西光	120	120	100%	647	382	483			17:30
	24 一里山	120	114	95%	858	405	544			16:00
	25 関西学院聖和	300	209	70%	3,404	1,311	1,714			17:00
	26 阪急	160	191	119%	1,513	580	1,293			18:00
	27 こばと	250	212	85%	1,334	595	1,079			17:00
	28 西宮甲武	160	170	106%	1,958	670	1,051			17:00
	29 西宮公同	120	186	155%	2,680	1,450	660		×	
	30 段上	320	332	104%	3,156	1,266	2,363		×	20:00
	31 夙川学院短期大学付属	260	175	67%	1,866	618	1,831		×	
	32 甲陽	240	277	115%	3,069	908	1,276			16:00
	33 広田	210	289	138%	2,448	929	1,567			19:00
	34 和光	120	170	142%	1,040	565	655			17:00
	35 松秀	242	222	92%	11,338	3,261	1,780			16:30
	36 武庫川女子大学付属	105	111	106%	2,287	870	1,509			17:00
	37 睦	480	325	68%	2,478	1,152	1,928			18:30
	38 幸	265	328	124%	3,601	648	1,197			18:00
	39 東山	365	214	59%	2,552	1,044	1,570			18:00
	40 いるか	260	303	117%	2,779	905	1,527			18:00
計	8,692	7,886	91%	93,748	36,661	46,887	-	36		
合計	11,937	9,498	80%	138,341	55,862	63,528	-			

(4) 市内保育所一覧(定員、利用者数、利用率、施設面積など)

保育所		定員	入所数 H22.4.1	充足率 H22.4.1	敷地面積 (㎡)	園庭面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	開所時間	延長保育 時間
公立	1 朝日愛児館	50	55	110%	824	586	244	7:30 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
	2 小松朝日保育所	120	132	110%	1,077	432	742		
	3 建石保育所	90	109	121%	1,483	435	645		
	4 鳴尾保育所	120	123	103%	1,302	510	728		
	5 芦原保育所	120	117	98%	1,229	422	716		
	6 学文殿保育所	90	108	120%	1,170	491	643		
	7 用海保育所	60	78	130%	675	336	645		
	8 浜甲子園保育所	90	113	126%	1,157	607	550		
	9 瓦木北保育所	90	107	119%	1,359	488	747		
	10 今津文協保育所	60	96	160%	895	505	666		
	11 鳴尾東保育所	70	87	124%	1,389	762	653		
	12 むつみ保育所	90	111	123%	1,603	425	767		
	13 浜脇保育所	120	132	110%	1,576	672	831		
	14 津門保育所	90	109	121%	1,279	496	710		
	15 瓦木みのり保育所	130	140	108%	1,180	807	746		
	16 甲東北保育所	90	102	113%	1,038	429	655		
	17 北夙川保育所	120	137	114%	980	439	698		
	18 今津南保育所	60	88	147%	1,126	322	635		
	19 上之町保育所	100	123	123%	1,190	360	643		
	20 鳴尾北保育所	60	89	148%	1,085	380	704		
	21 高須東保育所	120	119	99%	1,351	467	734		
	22 大社保育所	120	133	111%	1,478	443	724		
	23 高須西保育所	120	114	95%	1,435	467	723		
計		2,180	2,522	116%	27,882	11,280	15,548	-	-
民間	1 幸和園保育所	120	129	108%	1,264	414	765	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
	1 " (分園)	60	67	112%	992	330	377	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
	2 一麦保育園	150	170	113%	1,868	749	957	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:00
	3 月影保育所	60	66	110%	495	282	330	7:30 ~ 18:00	-
	4 バドマ保育園	60	70	117%	1,314	508	550	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:00
	5 マーヤ保育園	60	68	113%	396	218	368	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:00
	6 船坂保育園	50	44	88%	587	330	236	7:30 ~ 18:00	-
	7 やまよし保育園	120	142	118%	1,728	1,303	723	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
	8 名塩保育園	60	55	92%	1,388	599	338	7:30 ~ 18:00	-
	9 聖和乳幼児保育センター	120	143	119%	1,000	380	876	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:00
	10 甲子園保育所	150	161	107%	1,383	667	1,161	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
	11 段上保育所	120	117	98%	1,028	334	760	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
	12 ちどり保育園	60	71	118%	1,298	472	528	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:00
	13 なぎさ保育園	70	78	111%	1,225	416	599	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
	14 新甲東保育園	90	114	127%	1,214	444	1,010	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
	15 なでしこ保育園	60	63	105%	260	139	459	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:00
	16 安井保育園	90	102	113%	1,048	361	787	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
	16 安井さくら保育園(分園)	50	63	126%	865	224	320	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
	17 西宮YMCA保育園	60	69	115%	651	171	561	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:00
	18 あんず保育園	45	51	113%	299	111	326	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:00
	19 ひかり保育園	90	104	116%	981	250	690	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
	20 みどり園保育所	90	107	119%	832	343	737	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
	21 東山ぼぼ保育園	45	43	96%	1,031	115	499	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:00
	21 " (分園)	45	46	102%	1,481	273	532	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:00
	22 夙川宝保育園	30	36	120%	877	137	290	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:00
	23 ゆめっこ保育園	50	54	108%	320	136	420	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 20:00
	24 ニコニコ桜保育園	60	66	110%	927	290	593	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:00
25 西宮夢保育園	45	56	124%	498	119	407	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 20:00	
25 西北夢保育園(分園)	60	68	113%	1,000	163	373	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	
25 夙川夢保育園(分園)	60	52	87%	705	254	494	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	
26 つぼみの子保育園	20	19	95%	357	61	152	7:30 ~ 18:00	-	
27 武庫川女子付属保育園	90	77	86%	2,274	312	1,451	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	
計(27か所、5分園)		2,340	2,571	110%	31,585	10,906	18,673	-	-
合計		4,520	5,093	113%	59,467	22,187	34,221	-	-

資料 2：幼稚園と保育所の役割

(5) 私立幼稚園の預かり保育の状況

実施について

している	36園
していない	4園

専属教員の配置

あり	24園
なし	12園

1回の定員数

10～25人	4園
26～50人	11園
51～60人	2園
なし	19園

早朝預かり保育の実施について

している	15園
7:00～	3園
7:30～	2園
8:00～	10園
していない	22園

保育終了後の預かり保育について

実施回数

週1回	1園	週4回	2園
週2回	1園	週5回	28園
週3回	1園	週6回(土曜日)	3園

終了時間

～14:00	1園(午前保育日)				
～16:00	6園	～17:30	1園	～19:00	4園
～16:30	2園	～18:00	10園	～20:00	1園
～17:00	10園	～18:30	1園		

* 通常保育日・平均保育時間(参考)

週 3 回午後保育	1 1 園	21 時間 17 分
週 4 回午後保育	1 7 園	22 時間 47 分
週 5 回午後保育	1 0 園	25 時間 50 分

夏休みなど長期休業日における預かり保育の実施について
実施について

している	2 0 園
夏休み期間	2 0 園
冬休み期間	1 6 園
春休み期間	1 8 園
していない	1 6 園

実施時間

7:00～19:00	2 園	8:00～19:00	1 園	9:30～11:30	1 園
7:00～20:00	1 園	9:00～16:30	1 園	11:40～15:00	1 園
7:45～18:00	1 園	9:00～17:00	2 園		
8:00～16:50	1 園	9:00～17:30	1 園		
8:00～18:00	6 園	9:00～18:00	2 園		

利用金額について(平成 2 1 年 1 1 月調査)

	3 0 分	1 時間	1 日	1 ヶ月
通常保育日	100～150 円	100～400 円	300～2,000 円	5,000～12,000 円
長期休業中		200～400 円	500～1,200 円	10,000～32,000 円

* 早朝・夜間...1 時間 200～800 円

保育内容について

- ・ 自由遊び(ごっこ遊び、ブロック遊びなど)
- ・ 縦割り保育(3.4.5 歳児混合)
- ・ 室内遊び(歌、リズム、絵画制作、折り紙など)
- ・ 戸外遊び(園庭遊び、散歩、水遊びなど)
- ・ 絵本の読み聞かせ、リトミック、おやつ作り、スポーツタイムなど
- ・ ビデオ・テレビ鑑賞
- ・ 人数に合わせた設定保育
- ・ 基本的な生活習慣や集団生活の中での体験学習教育・食育
- ・ モンテッソーリ教育原理に沿った保育を行う

* 専属教員の配置の有無による保育内容の違いは特には見られない

資料 2 : 幼稚園と保育所の役割

		預かり 保育	開始 時間	保育時間	終了 時間	定員 / 1回	専属 教員	夏休 みの 預かり 保育	夏休みの預かり 保育時間	冬休 みの 預かり 保育	春休 みの 預かり 保育
1	仁川	×	—	9:00 ~ 14:00(11:45)	—	—	—	—	—	—	—
2	すずらん		×	8:45 ~ 14:00(11:45)	16:00	15		×	—	×	×
3	浜甲子園健康		8:00	8:45 ~ 14:00(11:30)	18:00	なし		×	—	×	×
4	甲子園二葉		×	9:00 ~ 14:00(11:30)	18:00	30			9:30 ~ 13:30	×	
5	上甲子園		7:00	8:15 ~ 14:00(12:00)	19:00	40			7:00 ~ 19:00		
6	こひつじ		×	9:00 ~ 14:00(11:30)	16:00	20		×	—	×	×
7	甲子園学院		7:45	8:50 ~ 14:30(11:30)	18:00	30			7:45 ~ 18:00		
8	甲子園口		8:00	9:00 ~ 14:00(12:00)	17:40	40			9:00 ~ 17:40		
9	仁川学院マリアの園		×	9:00 ~ 14:00(11:40)	17:00	30			11:40 ~ 15:00	×	×
10	みそら		8:00	8:45 ~ 14:00(12:00)	18:00	なし	×		8:00 ~ 18:00	×	×
11	神戸海星女子学院マリア		×	8:30 ~ 13:30(11:30)	16:00	なし		×	—	×	×
12	甲東	×	—	9:00 ~ 14:00(11:30)	—	—	—	—	—	—	—
13	武庫川		×	9:00 ~ 14:00(11:50)	14:00	なし	×	×	—	×	×
14	松風		×	9:00 ~ 14:00(13:00)	17:00	なし			9:00 ~ 16:30		
15	安井		7:00	9:00 ~ 14:00(11:30)	19:00	なし			7:00 ~ 19:00		
16	花園		×	9:00 ~ 14:00(12:00)	17:00	なし	×	×	—	×	×
17	光明		8:00	9:00 ~ 13:45(12:45)	17:50	なし			8:00 ~ 16:50		
18	甲子園東		×	8:40 ~ 14:00(11:30)	16:30	なし	×	×	—	×	×
19	くるみ		×	9:00 ~ 14:30(11:30)	17:00	40	×	×	—	×	×
20	苦楽園口		×	8:10 ~ 14:00(11:45)	16:00	なし		×	—	×	×
21	香櫨園		×	9:00 ~ 14:00(11:30)	17:00	30	×	×	—	×	×
22	つぼみ		8:00	8:45 ~ 14:00	19:00	なし	×		8:00 ~ 18:00		
23	西光		×	9:00 ~ 14:00	17:30	30			9:00 ~ 17:30		
24	一里山		×	8:30 ~ 14:00(11:30)	16:00	10	×	×	—	×	×
25	関西学院聖和		×	8:30 ~ 13:30(11:50)	17:00	なし		×	—	×	×
26	阪急		8:00	8:30 ~ 14:00(11:30)	18:00	30			8:00 ~ 18:00		
27	こばと		×	8:40 ~ 14:00(12:00)	17:00	なし		×	—	×	×
28	西宮甲武		×	9:00 ~ 14:00	17:00	なし	×		9:00 ~ 17:00		
29	西宮公同	×	—	8:45 ~ 14:00(12:00)	—	—	—	—	—	—	—
30	段上		7:00	8:30 ~ 14:00(11:30)	20:00	35			7:00 ~ 20:00		
31	夙川学院短期大学付属	×	—	9:00 ~ 14:00	—	—	—	—	—	—	—
32	甲陽		×	8:50 ~ 14:00(13:00)	16:00	なし		×	—	×	×
33	広田		×	8:45 ~ 14:45	19:00	なし	×		8:00 ~ 19:00		
34	和光		8:00	~ 14:00(11:40)	17:00	30		×	—	×	×
35	松秀		×	9:00 ~ 13:50(11:50)	16:30	なし		×	—	×	×
36	武庫川女子大学附属		×	8:45 ~ 14:00(12:00)	17:00	25			9:00 ~ 17:00	×	
37	睦		7:40	9:00 ~ 14:30(11:30)	18:30	なし			9:00 ~ 18:00		
38	幸		8:00	9:00 ~ 14:00(13:00)	18:00	60	×		8:00 ~ 18:00		
39	東山		8:00	9:00 ~ 14:00	18:00	なし	×		8:00 ~ 18:00		
40	いるか		8:00	8:30 ~ 14:00(11:30)	18:00	60			8:00 ~ 18:00		
計		36	15				24	20		16	18

(6) 保育所の延長保育の状況

1. 実施可否（公立 23 園、私立 32 園：分園 5 園含む）

している	公立	23 園	51 園	92.7%
	私立	28 園		
していない	公立	-	4 園	7.3%
	私立	4 園		
計			55 園	

2. 延長保育時間

	実施園数	延長時間	終了時間
公立	23 園	30 分	18:00～18:30 までの延長利用
		60 分	18:00～19:00 までの延長利用
民間	26 園	30 分	開所時間帯により 18:30 と 19:00 がある。
		60 分	18:00～19:00 までの延長利用
	2 園	120 分	18:00～20:00 までの延長利用

3. 延長保育平均登録者数

(H21 年度実績)

延長時間	公立	民間	合計	
30 分	308 人	114 人	422 人	8.5%
60 分	280 人	267 人	547 人	11.0%
120 分	-	63 人	63 人	1.3%
合計	588 人	444 人	1,032 人	20.7%

右端の割合は、保育所平均利用者（4,984 人）全体に占める延長保育利用登録者の割合

(注) 民間保育所の人数は、延長保育を実施している園の登録者数のため、利用最大時間であり、実際に利用している時間とは異なる。

資料3：ニーズ調査について

1. 調査の概要

(1) 対象者

保護者 7,000 人（無作為抽出）
幼稚園利用者：対象数 2,500 人（公立 1,000、私立 1,500） 保育所利用者：対象数 2,500 人（公立 1,250、民間 1,250） 在家庭等：対象数 2,000 人（認可外保育施設利用者含む）
保育者（幼稚園教諭・保育士、小学校教諭） 施設長
幼稚園、保育所等の各年齢の主任級に調査 500 人 施設長 116 人 ア．公立幼稚園：21 か所 イ．私立幼稚園：40 か所 ウ．公立保育所：23 か所 エ．民間保育所：32 か所（分園 5 か所含む） 小学校教諭 50～100 人

(2) 実施方法

保護者	
幼稚園利用者 保育所利用者	施設を通して、配布・回収をお願いします。
在家庭等	郵送による配布・回収
保育者（幼稚園教諭・保育士、小学校教諭） 施設長	
幼稚園教諭・保育士 施設長	施設を通して、配布・回収をお願いします。
小学校教諭	学校を通して、配布・回収

(3) 今後のスケジュール

～9月下旬	調査票内容検討・調査票印刷・発送準備
10月上旬～下旬	アンケート調査票の配布・回収
11月～2月下旬	集計・分析報告書の作成作業（単純集計等については随時報告）
3月上旬	報告書完成

1. 今後のスケジュール

(1) 審議会

	開催日時	場所
第3回	平成22年10月28日(木) 14:00~16:00	市役所 本庁舎8階 813会議室
第4回	平成22年11月22日(月) 19:00~21:00	未定

(2) 作業部会

格差是正部会

	開催日時	場所
第2回	平成22年9月13日(月) 15:00~17:00	教育委員会 3階 大会議室
第3回	平成22年10月14日(木) 10:00~12:00	教育委員会 3階 大会議室
第4回	平成22年11月17日(水) 10:00~12:00	教育委員会 3階 大会議室

適正配置部会

	開催日時	場所
第2回	平成22年11月中旬	未定